

姫 監 公 表 第 1 号  
令和 3 年 2 月 2 日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 かすみ

住民監査請求（「減免した施設使用料等の返還」）に  
係る監査の結果について

令和 2 年 1 2 月 7 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の  
規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定  
に基づき、次のとおり公表します。

## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

姫路市民 廣野 武男

### 2 請求年月日

住民監査請求「減免した施設使用料等の返還」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和 2 年 1 2 月 7 日に提出された。

### 3 請求の趣旨

姫路市立津田公民館大規模改修工事に伴い、当該公民館が使用できないことから、その代替施設として姫路市環境ふれあいセンターを使用するため、令和 2 年 2 月 4 日から同年 5 月 1 0 日の期間に姫路市生涯学習課長が提出した使用許可申請書 9 8 件（使用料 256,360 円）のうち、「心と身体の健康体操」等の 9 1 件（使用料 199,250 円）について、姫路市環境ふれあいセンター条例施行規則（平成 1 5 年姫路市規則第 5 号。以下「センター条例施行規則」という。）の減免規定に該当しない違法な減免を行い免除している。

よって、姫路市長に対し、姫路市生涯学習課長が姫路市環境ふれあいセンター使用許可申請書を提出し、姫路市長（美化業務課長及び環境ふれあいセンター所長）が決定した違法な使用料減免を行った全額と返還に至るまでの年 5 % の利息相当分を姫路市に返還することを求める。

### 4 事実を証する書面

請求人は、事実証明書として、次の各書面を添付している。

- (1) 公文書公開請求書（姫路市環境ふれあいセンター請求分）
- (2) 公文書公開請求書（姫路市立津田公民館請求分）
- (3) 姫路市環境ふれあいセンター使用許可申請書  
（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 0 日の申請分 1 8 7 件）
- (4) 姫路市立津田公民館使用許可申請書  
（平成 3 1 年 3 月 2 7 日から令和 2 年 6 月 1 9 日の申請分 3 5 3 件）
- (5) 姫路市生涯学習課長申請による「環境ふれあいセンター」使用料減免状況（全件）
- (6) 姫路市生涯学習課長申請による「環境ふれあいセンター」使用料減免状況（減免相当分）
- (7) 関係条例及び関係規則

## 5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年12月11日に受理を決定した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

姫路市が、令和2年2月4日から同年5月10日までの期間、姫路市環境ふれあいセンターに使用許可申請を行った姫路市生涯学習課長に対し、当該施設の使用許可に係る使用料を減免したことが、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実にあたるか否かを、監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

環境局 美化部 美化業務課（姫路市環境ふれあいセンター）

### 3 「請求人」の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年12月17日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行ったが、追加の証拠書類の提出はなかった。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) センター条例施行規則第11条で、減免措置について規定されており、「市が使用する場合、使用料の全額」と記載されている。この規定を適用していると思われる。
- (2) 姫路市立津田公民館では、同じ団体が同じ目的で、「有料」で使用している。しかし、姫路市環境ふれあいセンターでは、「無料」になっており、疑いの余地のない権限の乱用で減免している。
- (3) 姫路市環境ふれあいセンターと姫路市立津田公民館の使用許可申請書の違いは、姫路市立津田公民館は、団体が申請している。一方、姫路市環境ふれあいセンターは、姫路市生涯学習課長が申請している。

姫路市生涯学習課長が申請したものは、市の事業に該当するのかもしれないことである。

- (4) 姫路市立公民館使用料等に関する規則（平成18年姫路市規則第19号。以下「公民館使用料等規則」という。）第2条とセンター条例施行規則第11条の規定の内容は、全く同じである。
- 市の原則として、使用料を減免するか否かは、この条項を基に判断

している。

- (5) 姫路市環境ふれあいセンターを使用した団体は、市の団体なのかどうかということを証明するべきである。
- (6) 今回の減免適用は、違法というより職権乱用である。教育委員会でありながら、規範意識が全くなく、この条例違反は恒常化している。

#### 4 「監査対象部局」の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年12月17日に関係職員  
の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求人が示す、姫路市生涯学習課長から提出された姫路市環境ふれあいセンター使用許可申請書98件のうち、減免規定に該当しない旨の請求があった91件は、姫路市立津田公民館の大規模改修工事に伴い、令和2年7月から翌年3月まで休館することを受け、公民館事業である文化講座を休館中も継続して開催するため、代替施設として姫路市環境ふれあいセンターを使用することについて、姫路市生涯学習課から相談を受け、申請方法等の協議を行った上で、受け入れることとしたものである。
- (2) 公民館各館における文化講座は、原則、月2回開催されており、公民館がその目的のために実施する事業であることから、施設の使用許可申請は不要で、施設使用料は徴収していない。ただし、規定の回数を超えて使用する場合は、市使用ではなく、一般使用として使用許可申請をさせて施設使用料を徴収している。
- (3) 姫路市環境ふれあいセンターでの施設使用料を徴収しない文化講座の受け入れについても、1団体につき月2回までとしている。
- (4) 姫路市環境ふれあいセンターの使用料の減免については、姫路市環境ふれあいセンター条例（平成15年姫路市条例第1号）第9条及びセンター条例施行規則第11条に規定している。

今回の公民館事業は、同規則第11条第1号に規定する「市が使用する場合」に該当するものとして、使用料の全額を免除したものである。

- (5) 請求人は、姫路市立津田公民館使用時の姫路市立津田公民館使用許可申請書を確認すると施設使用料の減免が全く行われていないにも関わらず、代替施設の姫路市環境ふれあいセンター使用時において、施設使用料が減免されるのは、著しく使用料負担の公平性を欠く旨を指摘しているが、いずれの施設利用においても1団体につき月2回までは使用料の負担がない点で、公平性は担保されていると

考える。

- (6) 以上のことから、請求人の主張する施設使用料の違法な減免の事実はなく、施設使用料の減免申請手続き及び職員が行った事務はいずれも適切であると考ええる。

## 5 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局、また関係する部局として市立公民館を所管する教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、事情聴取を行う方法により、事実関係の調査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 使用許可申請の確認

請求人の示す令和2年2月4日から同年5月10日の期間の98件は、姫路市生涯学習課主催の「子育て教室」に係る使用許可申請が7件、請求人が違法な減免を行っているとは主張する公民館の教室等に係る使用許可申請が91件で、使用状況等の内訳は次表のとおりであった。

使用目的	申請件数	中止回数	使用回数	使用期間
文化講座等	90件	5回	85回	R2.7～R2.10
地域講座 (囲碁大会)	1件	—	1回	R2.8
計	91件	5回	86回	R2.7～R2.10

#### (2) 姫路市立公民館の概要について

姫路市においては、市立公民館が令和2年4月1日現在で68施設整備されており、「姫路市立公民館活動指針」を定め、地域における社会教育、地域のコミュニティ活動の拠点として、継続的に活動している。

##### ア 各公民館の主催事業について

各公民館の主催事業については、各公民館長が毎年度事業計画を企画し、毎月「公民館だより」を発行し、広報している。また、次表に示す8事業が事業計画に位置づけられ、当該計画に基づき展開しており、公民館を利用するにあたり使用許可等の手続はとっていない。

### 【各公民館主催事業】

事業名	内容
教養講座	地域課題や日常生活に関連した課題などについて、単発的に開催する学習
地域講座	高齢者対象、子育て支援、ふるさと歴史学習など、学級形式による1年度を単位とした継続学習
文化講座	趣味、生きがいにつながる様々な講座を講座生の自主運営で開催する継続学習
活動推進委員会	公民館活動に対して具申・協力を行う。
リーダー育成の集い	公民館での学習成果を生かして、公民館事業に参画する生涯学習リーダーを育成する。
学習発表会	公民館での学習成果を発表する。
広報紙の発行	公民館事業の情報提供、文化情報の提供、地域課題の情報提供、図書等の紹介
公民館自主事業	地域や館の特性を活かした公民館独自の事業、必要に応じ、地域の社会教育として実施

### イ 各公民館の大規模改修工事に伴う代替使用について

平成23年度より、築後25年を経過した公民館について、老朽化している設備等の更新を基本方針とした大規模改修工事を順次実施している。

大規模改修工事が行われる公民館においては、公民館事業を継続して実施するにあたり、代替施設で行うことが可能な場合は他の公民館、近隣の公共施設等を代替使用しているのが現状である。

### (3) 姫路市立津田公民館の大規模改修工事に伴う代替使用について

#### ア 「公民館だより」に記載のある文化講座等の活動について

平成31年4月から令和2年6月までの期間における当該公民館で活動している文化講座等の1月当たりの平均的な使用状況及び改修工事に伴う代替施設の使用状況は、次表のとおりである。なお、表中の「申請回数」は、使用回数のうち団体の自主事業としての使用許可申請を表すものである。

同期間において、使用回数が4回の文化講座等は、「心と身体の健康体操」であり、合計で8件あった。

請求人の示す有償での使用許可は、これに該当する。

【文化講座等の1月当たりの平均的な使用状況等】

	文化講座等	使用回数	申請回数	改修工事に伴う代替施設
1	3B体操	3回	—	姫路市環境ふれあいセンター
2	男の料理教室	1回	—	姫路市環境ふれあいセンター
3	音楽	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
4	心と身体の子健康体操	4回	1回	姫路市環境ふれあいセンター
5	茶道	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
6	社交ダンス	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
7	三味線	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
8	書道	3回	—	姫路市環境ふれあいセンター
9	大正琴	3回	—	姫路市環境ふれあいセンター
10	手編み	3回	—	姫路市環境ふれあいセンター
11	ボイストレーニング	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
12	謡曲	2回	—	姫路市環境ふれあいセンター
13	囲碁（自主活動）	8回	※	姫路市環境ふれあいセンター
14	絵てがみ	2回	—	他の市立公民館
15	スポーツダンス	2回	—	他の市立公民館
16	陶芸	2回	—	他の市立公民館
17	俳句	1回	—	他の市立公民館
18	和裁	1回	—	他の市立公民館
19	箏曲	2回	—	自治会集会所
20	ふるりの民踊	2回	—	休止
21	将棋（自主活動）	8回	※	休止

※囲碁、将棋は、公民館のロビーなどの共用スペースを活用

**イ 休館に伴う教室等の対応について**

当該公民館は、令和2年7月1日から翌年3月31日までの期間の休館に伴い、今後の公民館活動について、定期的に使用している教室等に対し、希望調査を実施した。

調査内容は、継続の有無、継続する場合は使用希望場所（姫路市環境ふれあいセンター、他の市立公民館等）の確認であった。

調査した結果、姫路市環境ふれあいセンターを希望した教室等が13団体あった。

## ウ 姫路市環境ふれあいセンターについて

姫路市環境ふれあいセンターは、市民の環境に対する意識の向上を図るとともに、地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的とし、設置されている。

当該センターは、姫路市立津田公民館の近隣に位置し、大ホール、会議室、多目的室等を有し、姫路市環境ふれあいセンター条例等に基づき、運営されている。また、自治会、地域住民の活動等の複数の団体が使用している。

## エ 姫路市環境ふれあいセンターと姫路市生涯学習課の協議について

代替使用するにあたり、令和2年1月22日に姫路市生涯学習課職員、姫路市環境ふれあいセンター所長、姫路市立津田公民館長及び各文化講座の代表者との間で、代替使用の希望のあった「文化講座」に係る使用料の取扱いについて協議が行われた。

協議した内容は、「文化講座」は当該公民館の主催事業で、月2回を原則（3回まで使用可能）として使用許可申請なく使用していたため、同センターにおいても、センター条例施行規則第11条第1号（市が使用する場合）の適用を依頼するものであった。

姫路市生涯学習課は、協議に基づき、令和2年2月1日付で姫路市環境ふれあいセンターに対し、「津田公民館文化講座の使用について」の依頼文を発出した。

依頼文の内容は、当該公民館の改修工事に伴い、令和2年7月から翌年3月までの期間、「文化講座」の無料使用を依頼するものである。また、使用回数についても「1団体、月2回に限り無料使用」、「3回目以降は規定の使用料を支払います。」と明記し、併せて13団体を記載した「津田公民館文化講座一覧」を添付し、依頼した。

### (4) 姫路市環境ふれあいセンターでの姫路市立津田公民館の文化講座等の使用状況及び減免適用状況について

姫路市環境ふれあいセンターで姫路市立津田公民館の文化講座等の使用状況を確認すると、同センターでは、他の定期的に使用している団体の予約後に、空いている時間帯を利用して当該公民館の文化講座等の団体が使用している状況であった。

また、令和2年7月から同年10月までの期間における姫路市環境ふれあいセンター使用許可申請書及び施設使用予約状況を確認した



結果、当該公民館の文化講座等の使用状況及び減免適用状況は、各月いずれも減免件数は、2件までであることを確認した。使用回数が月2回を超える場合については、申請者がそれぞれの団体の代表者であり、かつ、使用料を徴収していることを確認した。

#### (5) 「囲碁」・「将棋」の取扱いについて

姫路市生涯学習課は、本件請求に伴い、姫路市立津田公民館の公民館日誌を確認する中で、当課と当該公民館において「囲碁」・「将棋」の取扱いが異なっていることが分かった。このことにより、「津田公民館文化講座一覧」に、姫路市環境ふれあいセンターで代替使用を希望した「囲碁」を含めて無料使用を依頼し、誤って使用料を減免していることが判明した。

確認した結果、誤って減免された件数は10件、減免された使用料は9,400円であった。

なお、誤って減免された10件について、姫路市美化業務課は、姫路市生涯学習課からの申出に基づき、使用許可を取り消した。併せて、「囲碁」の団体からの当該日に係る使用許可申請を受理した。この使用許可申請を基に、使用料9,400円を令和2年12月29日に徴収している。

## 2 判断

請求人の示す姫路市生涯学習課長が姫路市環境ふれあいセンターの使用許可申請を行った本来であれば減免規定に該当しない教室等の減免については、姫路市立津田公民館の大規模改修工事に伴い、公民館の主催事業の代替使用としてなされたものであり、センター条例施行規則第11条第1号を適用した市が使用する場合の減免に該当し、適正な減免が行われていると考える。

また、これらの教室等が姫路市立津田公民館使用時の使用許可申請書を確認すると、施設使用料の減免が全く行われていないことについては、公民館の主催事業である「文化講座」は、月3回までは使用許可申請自体がなされておらず、団体の自主事業である4回目の使用に係るものである。

したがって、姫路市環境ふれあいセンターでの月2回の「文化講座」の代替使用は、公民館の「文化講座」と同等の取扱いがなされており、請求人の主張する著しく使用料負担の公平性を欠くものではない。

また、本件請求による事務の再確認で判明した公民館の主催事業にあたらぬ「囲碁」の減免については、姫路市のホームページで公表されている「文化講座開設一覧表」の中に、「囲碁（自主活動）」として記載のある講座のため、事務的な取扱いの誤りであり、意図的に行われたものではないと考える。

なお、「囲碁」の減免については、既に姫路市生涯学習課への使用許可を取り消し、「囲碁」の団体からの使用許可申請を受理し、誤った事務処理は正され、適正な使用料を徴収している。

#### **第 4 結論**

以上のことから、令和2年2月から同年5月の期間中、姫路市生涯学習課長に対し姫路市環境ふれあいセンターの使用許可に係る使用料を減免したことは、違法に使用料の減免を行った事実があるとは認められない。

よって、本件請求には、理由がないと判断し、棄却する。